

諸外国への農産物のお土産としての 持ち帰りに必要な植物検疫手続

平成 2 7 年 4 月

農林水産省

日本から手荷物として持ち出しができる主な国（地域）及び品目（品目別）

（平成27年4月現在）

品目	輸出検査を受けずに持ち出しができる国（地域）	輸出検査のみで持ち出しができる国（地域） （植物検査証明書の添付で持ち出し可能）
みかん	香港、シンガポール、UAE、カナダ	韓国*、インドネシア、スイス、ノルウェー、ロシア
りんご	香港、シンガポール、マレーシア、UAE	タイ、インドネシア、EU、スイス、ノルウェー、ロシア、カナダ
なし	香港、シンガポール、マレーシア、UAE	タイ、インドネシア、EU、スイス、ノルウェー、ロシア、カナダ
さくらんぼ	韓国、香港、シンガポール、マレーシア、UAE	タイ、インドネシア、EU、ノルウェー、ロシア
かき	韓国、香港、シンガポール、マレーシア、UAE、ノルウェー、カナダ	タイ、インドネシア、EU、スイス、ロシア
ぶどう	韓国、香港、シンガポール、マレーシア、UAE、スイス	タイ、インドネシア、EU、ノルウェー、ロシア、カナダ
もも	香港、シンガポール、マレーシア、UAE	タイ、インドネシア、EU、ノルウェー、ロシア
いちご	韓国、香港、シンガポール、マレーシア、UAE、EU、スイス	タイ、インドネシア、ノルウェー、ロシア
すいか	香港、シンガポール、マレーシア、UAE、EU、スイス、ノルウェー、カナダ	タイ、インドネシア、ロシア
メロン	韓国、香港、シンガポール、マレーシア、UAE、EU、スイス、カナダ	タイ、インドネシア、ノルウェー、ロシア
精米	韓国、香港、シンガポール、マレーシア、UAE、EU、スイス、ノルウェー、米国、カナダ、チリ、ブラジル、オーストラリア、ニュージーランド	台湾、タイ、インドネシア、ロシア
緑茶（製茶）	韓国、台湾、香港、シンガポール、マレーシア、UAE、EU、スイス、ノルウェー、ロシア、米国、カナダ、チリ、ブラジル、オーストラリア、ニュージーランド	中国、タイ、インドネシア、インド

*：四国、九州及び沖縄以外で生産されたものに限りません。

日本から手荷物として持ち出しができる主な国（地域）及び品目（国・地域別）

（平成27年4月現在）


国	輸出検査を受けずに持ち出しができるもの	輸出検査のみで持ち出しができるもの （植物検疫証明書の添付で持ち出し可能）
韓国	かき、さくらんぼ、ぶどう、いちご、メロン、 精米、緑茶（製茶）	みかん*
香港	みかん、りんご、なし、さくらんぼ、かき、ぶ どう、もも、いちご、すいか、メロン、精米、 緑茶（製茶）	－
シンガポール	みかん、りんご、なし、さくらんぼ、かき、ぶ どう、もも、いちご、すいか、メロン、精米、 緑茶（製茶）	－
マレーシア	りんご、なし、さくらんぼ、かき、ぶどう、も も、いちご、すいか、メロン、精米、緑茶（製 茶）	－
インドネシア	－	みかん、りんご、なし、さくらんぼ、かき、ぶどう、 もも、いちご、すいか、メロン、精米、緑茶（製茶）
UAE	みかん、りんご、なし、さくらんぼ、かき、ぶ どう、もも、いちご、すいか、メロン、精米、 緑茶（製茶）	
EU	いちご、すいか、メロン、精米、緑茶（製茶）	りんご、なし、さくらんぼ、かき、ぶどう、もも
スイス	ぶどう、いちご、すいか、メロン、精米、緑茶 （製茶）	りんご、なし、かき
ロシア	緑茶（製茶）	みかん、りんご、なし、さくらんぼ、かき、ぶどう、 もも、いちご、すいか、メロン、精米
米国、オースト ラリア、ニュー ジーランド	精米、緑茶（製茶）	－
カナダ	かき、みかん、すいか、メロン、精米、緑茶（製 茶）	りんご、なし、ぶどう

*：四国、九州及び沖縄以外で生産されたものに限りません。

諸外国に農産物を手荷物で持ち出す場合の流れ (輸出検査のみで持ち出しができるもの)

全国の海空港にある植物防疫所、
主要空港の輸出植物検疫カウンター(成田、羽田、関西、福岡)で
行っています
(代理の方でも可能です)

植物検疫証明書

PHYTOSANITARY CERTIFICATE		
PLANT PROTECTION SERVICE MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES JAPANESE GOVERNMENT		
TO: PLANT PROTECTION ORGANIZATION (S) OF _____ No. _____		
I. DESCRIPTION OF CONSIGNMENT		
1. Name and address of exporter	2. Declared name and address of consignee	
3. Number and description of packages	4. Distinguishing marks	
5. Place of origin	6. Declared means of conveyance	7. Declared point of entry
8. Name of produce and quantity declared	9. Botanical name of plants	
<p>NOTE: An organism which is not listed in the phytosanitary certificate shall not be considered to be free from the quarantine pests specified by the importing country, unless the certificate is accompanied by the appropriate official procedures and is considered to be free from the quarantine pests specified by the importing country, in accordance with the requirements of the importing contracting party. Incidents shall be reported to the plant protection authorities.</p>		
II. ADDITIONAL DECLARATION		
III. DISINFESTATION AND/OR DISINFECTION TREATMENT		
10. Date	11. Treatment	12. Chemical (Active ingredients)
13. Duration and temperature	14. Concentration	15. Additional information
16. Place of issue	18. Name of authorized officer	
 YOKOHAMA Plant Protection Station (YOKOHAMA) Japan	_____ (Signature)	
17. Date		
Stamp of Organization		

渡航先国の検疫条件の確認
(お近くの植物防疫所へ
事前にお問合せ下さい)

輸出検査申請書の記入

輸出検査

(輸出検査に合格した場合)
植物検疫証明書の発行

搭乗手続

税関手続

出国審査

搭乗

輸出検査申請書

植物等輸出検査申請書 Application of Plant Export				
住所 Address				
氏名 Name				
平成 年 月 日 day				
植物防疫官 殿				
※積載船(機)名 Name of Vessel				
※記号及び番号 Distinguishing Marks				
積載予定月日 Date of Shipment				
積載港名 Point of Shipment				
※陸揚港名 Point of Entry	※輸入国名 Import country			
※荷送人住所氏名 Name and Address of Exporter				
※荷受人住所氏名 Name and Address of Consignee				
輸入国政府の輸入許可番号 Number of Permit				
※種類・名称 Kind and Name of Plant	学名 Scientific Name	梱数 No. of Package	数量 Quantity	産地 Origin of Plant
備考 Remarks				

備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
2 栽培地検査合格証明書、野生植物原産地証明書又は輸出植物包装材料検査合格証明書を有する場合は、その旨を備考欄に記入すること。
3 ※印の欄には、印文を併記すること。

(参考) 輸出検査申請書 (植物等輸出検査申請書) について

- ・ 様式は植物防疫所ホームページからダウンロードすることができます。
<http://www.maff.go.jp/pps/j/law/form/form07.html>
- ・ 事前に記入しておくことで輸出検査がスムーズです。記入にあたりご不明な点は植物防疫所にお問合せ下さい。

植物防疫所/植物等輸出検査申請書 - Windows Internet Explorer

http://www.maff.go.jp/pps/j/law/form/form07.html

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

お気に入り 植物防疫所/植物等輸出検査申請書

植物防疫所

植物検査のご案内 | 旅行者(携行品)・郵便物 | 事業者 | 木材こん包

文字の大きさ・色を変えるには English このサイトの使い方 サイトマップ

ホーム > 関係法令・手続き案内 > 手続様式一覧 > 植物等輸出検査申請書

植物等輸出検査申請書

申請様式

PDF(イ)(※1) 一太郎(イ)(※2) Word(イ)(※3) Excel(イ)(※3)

PDF(ロ)(※1) 一太郎(ロ)(※2) Word(ロ)(※3) Excel(ロ)(※3)

PDF(ハ)(※1) 一太郎(ハ)(※2) Word(ハ)(※3)

※1 閲覧・印刷には、Adobe Acrobat Readerが必要です。
 ※2 閲覧・印刷にはジャストシステムの一太郎Ver.8以上が必要です。
 ※3 閲覧・印刷にはMicrosoftのWord97以上が必要です。

http://www.maff.go.jp/pps/j/business/index.html

植物等輸出検査申請書

住所
氏名 印

平成 年 月 日
植物防疫官 殿

※積載船(機)名				
※記号及び番号				
積載予定月日				
積載港名				
※陸揚港名	※輸入国名			
※荷送人住所氏名				
※荷受人住所氏名				
輸入国政府の輸入許可番号				
※種類・名称	学名	細数	数量	産地
備考				

備考
 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
 2 栽培地検査合格証書、野生植物原産地証明書又は輸出植物包装材料検査合格証明書を有する場合は、その旨を備考欄に記入すること。
 3 ※印の欄には、敢文を併記すること。

フティ(S) ツール(O) >>

水産省トップへ ホームへ

検索

- 植物検査施策情報
- 輸出入条件検索
 - 旅行者用簡易検索情報
 - 輸出入条件詳細情報
- 植物検査統計
- 植物検査関係指定施設
- 関係法令・手続き案内
 - 関係法規
 - 電子申請窓口
 - 申請届出等手続
- 植物防疫所案内
 - 植物防疫所の概要
 - 植物防疫所へのお問合せ先
 - 広報資料・刊行物
 - 採用情報
 - 調達情報

100%

15:01
2013/09/3-2

植物等輸出検査申請書

住 所 東京都千代田区霞が関1-2-1
氏 名 農林 太郎 ㊟

平成 27 年 4 月 25 日

植物防疫官 殿

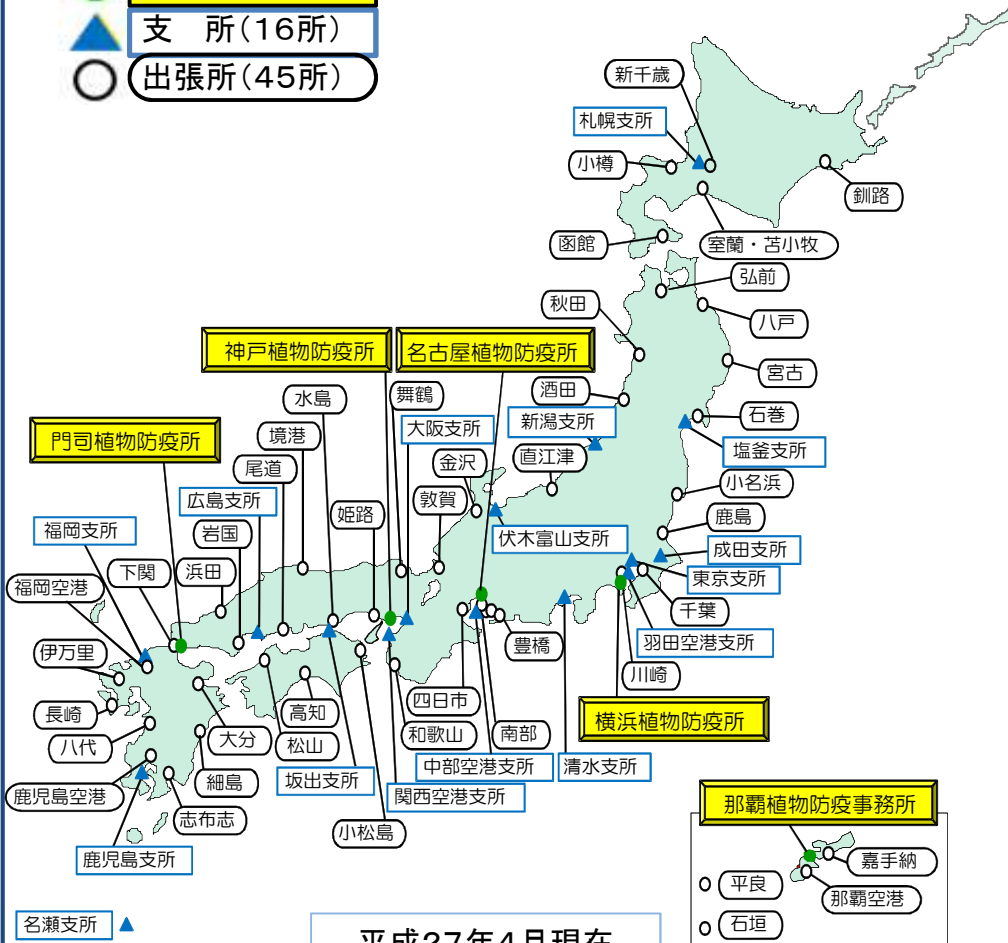
※積載船（機）名	Hand baggage			
※記号及び番号	NONE			
積載予定月日	平成 27 年 4 月 29 日			
積載港名	Narita			
※陸揚港名	Bangkok	※輸入国名	Thailand	
※荷送人住所氏名	1-2-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo-to Taro Norin			
※荷受人住所氏名	1-2-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo-to Taro Norin			
輸入国政府の輸入許可番号				
※種類・名称	学名	梱数	数量	産地
Polished Rice (精米)	<i>Oryza sativa</i>	2 bags	4 kg	Japan (Niigata)
備考				

- 備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 栽培地検査合格証票、野生植物原産地証明書又は輸出植物包装材料検査合格証明書を有する場合は、その旨を備考欄に記入すること。
- 3 ※印の欄には、欧文を併記すること。

(参考) 輸出検査の相談について

植物防疫所の所在地一覧

- 本所(5所)
- ▲ 支所(16所)
- 出張所(45所)



【本省】

消費・安全局 植物防疫課輸出業務班

TEL: 03-3502-5978 FAX: 03-3502-3386

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

(消費・安全局ホームページ:

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/index.html>)

【植物防疫所 輸出検疫担当】

○横浜植物防疫所

〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57

TEL: 045-211-7155 / FAX: 045-211-2171

○名古屋植物防疫所

〒455-0032 名古屋市港区入船2-3-12

TEL: 052-651-0114 / FAX: 052-651-0115

○神戸植物防疫所

〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1

TEL: 078-331-2384 / FAX: 078-391-1757

○門司植物防疫所

〒801-0841 北九州市門司区西海岸1-3-10

TEL: 093-321-2809 / FAX: 093-321-0481

○那覇植物防疫事務所

〒900-0001 那覇市港町2-11-1

TEL: 098-868-1679 / FAX: 098-861-5500

(植物防疫所ホームページ: <http://www.maff.go.jp/pps/>)

訪日外国人によるお土産としての農産物の持ち帰りの促進に向けた対応

現状

- 訪日外国人の増加、免税制度の改正(食料品が免税対象に追加)等により、訪日旅行者による農産物の持ち帰りニーズは増加。
- しかしながら、以下の植物検疫上の問題を理由に、お土産販売の取組は進んでいない状況。

(訪日外国人の声)

- ・何をもち帰れるかわからない
- ・どこで輸出検査を受ければよいかわからない
- ・検査を受ける時間がなく、面倒 等

(青果物販売店等の声)

- ・スムーズに受検できる確立した仕組みを示してほしい
- ・どの国のどのような農産物が持出せるかわからない
- ・受検かかる利便性の向上を図ってほしい 等

対応

検疫受検体制確立のための実証事業

検疫上の問題を乗り越え、先駆的にお土産販売
に取り組む販売事業者への支援
【お土産農産物植物検疫受検円滑化支援事業】
(15百万円(27年度))

(具体的な支援の内容)

- ・お土産販売促進のための検討会、調査の実施
- ・お土産販売促進のための簡易な設備等の整備

お土産に対応した植物検疫の受検方法・体制の確立、共有化

植物防疫所の体制等の整備

空港内に新たな輸出検疫カウンター
の新設による利便性の向上
(27年度は羽田、成田、関空、福岡)

輸出検疫に関する外国人旅行者向け
パンフレットの作成等広報活動の強化

効果

- ・訪日旅行者による国産農産物のお土産としての持ち帰りが拡大

- 国産農産物の魅力が広く海外に発信、これを通じた輸出の促進
- 百貨店や道の駅等での外国人向けの農畜産物販売が促進され、地域が活性化(地域創生)

おみやげ農産物植物検疫受検円滑化支援事業（新規）

【15（－）百万円】

対策のポイント

訪日旅行者に対する国産農産物のモデル的な販売を通じ、農産物をお土産として販売する場合の植物検疫上の課題の解決を図り、農産物を販売する事業者が取り組みやすい植物検疫の受検方法・体制を確立します。

<背景/課題>

- ・訪日旅行者向けの消費税免税制度の改正に伴い、食品が免税対象に追加されたことから、今後、農産物のお土産としての持ち帰り需要は高まると見込まれています。
- ・一方で、お土産用農産物の販売については、植物検疫手続きが分かりにくいこと、手間がかかること等植物検疫上の問題を理由に、実態としてはほとんど行われていません。
- ・このため、訪日旅行者を対象としたお土産用農産物のモデル的な販売の取組に対して支援を行うことにより、農産物を販売する事業者が取り組みやすい植物検疫の受検方法・体制を確立する必要があります。

政策目標

訪日旅行者に対する農産物のお土産販売を円滑化していくため、農産物を販売する事業者が取り組みやすい植物検疫の受検方法・体制を確立します。

<内容>

1. 事業内容

- (1) お土産販売促進のための検討会開催、調査の実施等
 - ① 青果物販売業者、市場関係者、旅行業者等との連携のための検討会の開催
 - ② 様々な方法でお土産として販売する場合の農産物の検疫や鮮度保持等の課題とその解決策に関する調査等の実施
 - ③ 訪日旅行者に対するアンケート調査の実施
 - ④ 検疫条件について記載した販促用パンフレットの作成
- (2) お土産販売促進のための簡易な設備等の整備
 - ① 訪日旅行者向け販売ブースの設置
 - ② 空港における農産物受け渡しブースの借上げ、カウンターや鮮度保持のための保冷庫等の設置

2. 事業実施主体 民間団体等（青果物販売業者、百貨店、旅行業者等が組織する協働会）

3. 補助率 (1) 10/10、(2) 1/2以内

4. 事業実施期間 平成27年度～28年度

おみやげ農産物植物検疫受検円滑化支援事業

<現状>

- ・免税制度の改正(食料品が免税対象に追加)により、青果物販売店等が訪日旅行者に対する農産物のお土産販売に関心。
- ・しかしながら、植物検疫上の問題を理由に、お土産販売の取組は進んでいない。

現状を打破し、次のステップへ！

検疫上の問題を乗り越え、先駆的にお土産販売に取り組む販売事業者への支援の実施

(具体的な支援の内容)

- ・青果物販売業者、市場関係者、旅行業者等関係者との連携の下、効率的な輸出検査の受検方法・体制の検討(植物防疫所もオブザーバーとして参画)
 - ・上記検討に必要な調査等の実施(鮮度保持に関する調査等)
 - ・訪日旅行者に対する検疫条件を記載した販促用パンフレットの作成・配布、アンケート調査の実施
 - ・お土産販売促進のための簡易な設備等の整備(空港(成田、新千歳、福岡)における農産物受け渡しブースの借上げ、鮮度保持のための保冷库等) 等
- ※青果物販売業者、百貨店、道の駅等での販売(手荷物としての持ち帰りの他、宅配も検討)に対する支援を想定

<※青果物販売店等の声>

- ・輸出検査手続きを実際の商流の中にどのように組み込んでいけば良いのか分からない。
- ・植物検疫の受検ルールが確立されていない中で、先行して取り組むことはリスクが大きい
- ・実際に輸出検査が円滑に実施できるのか、鮮度が保持されるのか不安。
- ・道の駅で外国人ツアー客に対し地域特産品を売りたいが、植物検疫がネックとなり販売できない。等

植物防疫所の体制等の整備

お土産に対する検査手続き等の改善

空港に新たな輸出検査カウンターの設置

輸出検疫に関する旅行者向けパンフレットの作成・配布

事業で整理された植物検疫上の課題を植物検疫手続き等の改善に反映

お土産販売の成功事例の創出

お土産販売に対応した植物検疫の受検方法・体制の確立、共有化

その他の期待される効果

- ・国産農産物のお土産販売の取組が他の事業者にも拡大(波及効果)
- ・訪日旅行者による国産農産物のお土産としての持ち帰りが拡大



- 国産農産物の魅力が広く海外に発信、これを通じた輸出の促進
- 道の駅等での外国人向けの農産物販売が促進され、地域が活性化(地域創生)

おみやげ農産物植物検疫受検円滑化支援事業のイメージ(フロー図)

民間団体

(青果物販売業者、百貨店、旅行業者等が組織する協議会)

- 検討会の開催
- 検討に必要な調査の実施

